

衆議院国土交通委員会ニュース

【第201回国会】令和2年3月18日（水）、第3回の委員会が開かれました。

1 土地基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）

- ・赤羽国土交通大臣及び政府参考人に質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
 - ・小里泰弘君外3名（自民、立国社、公明、維新）から提出された附帯決議案について、小宮山泰子君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。（賛成－自民、立国社、公明、維新 反対－共産）
- （質疑者）福田昭夫君（立国社）、小林茂樹君（自民）、田中英之君（自民）、小宮山泰子君（立国社）、馬淵澄夫君（立国社）、高橋千鶴子君（共産）、井上英孝君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

福田昭夫君（立国社）

（1） 新型コロナウイルス感染症対策

- ア 観光庁が把握している旅館・ホテル業の予約状況
- イ 政府の緊急対応策第2弾の中小・小規模事業者への特別貸付制度
 - a 「実質的に無利子・無担保」の具体的内容
 - b 旅館・ホテル業で支援対象となる中小企業の範囲を拡大する必要性
 - c 旅館・ホテル業の中で中小企業の定義に当てはまらず対象とならない事業者の取扱い
- ウ 政府の緊急対応策第2弾における雇用調整助成金の特別な地域における助成率の上乗せを全国に拡大する必要性
- エ 資金繰りが厳しい事業者に対する社会保険料の納税猶予や固定資産税の減免等の施策の必要性
- オ 消費税率の引下げを含めた大規模な経済対策の必要性

（2） 土地基本法等改正案

- ア 全国の所有者不明土地及び管理不全土地の状況並びに土地所有者への責務の義務付けにより見込まれる所有者不明土地等の減少効果
- イ 全国の所有者不明農地の状況及び改正農業経営基盤強化促進法による所有者不明農地の利用状況
- ウ 地籍調査の現地調査の手続の見直しによる効果、都市部及び山村部における地籍調査の迅速化・円滑化のための方策及び林地の調査主体
- エ 土地区画整備事業等の実施により地籍が一定程度明確化された地域の地籍調査の手続上の取扱い

小林茂樹君（自民）

（1） 土地基本法等改正案

- ア バブル期の地価高騰対策として制定された土地基本法の目的の達成状況
- イ 地価高騰対策という役割を終えた土地基本法について改正ではなく、新法を制定すべきとの考え方に対する見解
- ウ 土地の所有者の探索に有用な固定資産課税台帳を保有している市町村と国との連携の在り方

（2） 地方の土地の有効活用と国民の住環境の改善に資する二地域居住の促進の必要性に対する大臣の所見

（3） 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の具体的な活用状況

- (4) 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、消費税率引上げ対策の住宅ローン減税拡充措置に係る入居時期要件の見直しを検討する必要性

田中英之君（自民）

- (1) 地籍調査の制度概要、進捗状況及び予算の確保状況並びに地域ごとの進捗に差が出ている理由
(2) 人口減少社会への対応として位置付けられている土地基本法等改正案の提出が今になった理由
(3) 今後の地籍調査の促進に必要な民間の人材確保の状況
(4) 官民境界の先行調査を国土調査法に位置付けることの効果及び課題

小宮山泰子君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
ア 将来予測の難しい観光バス事業者等が雇用調整助成金を活用できるように申請書類を見直す必要性
イ 建設現場の一人親方や下請の個人事業主の職人が雇用調整助成金の助成対象とするフリーランスに含まれるかどうかの確認
ウ 新型コロナウイルス感染症の建設産業への影響及び一人親方、下請職人への支援の必要性並びに中国からの建築資材供給の停滞により一部設備が未設置の場合でも建築基準法に基づく完了検査等を柔軟に行う必要性
エ 一人親方等への新型コロナウイルス感染症対策を充実させて建設産業を守る必要性
- (2) 土地基本法等改正案
ア 土地基本法改正の必要性
イ 土地基本法第3条の「土地の適正な管理」の意味及び「周辺地域への悪影響を防止する観点」を盛り込んだ理由
ウ 土地基本法第20条の国による地方公共団体への支援について努力義務規定とした理由
エ 地籍調査の促進のため、市町村に一層の予算支援を行う必要性
オ 地籍調査の実施主体である市町村の主体的意志が地籍調査の推進に生かされやすくなるような制度に改善する必要性
カ 地籍調査の促進のために予算や国の助成を見直し拡充する必要性
キ 不動産登記法第131条の筆界特定の申請について「いずれかの者の同意」で可能とした理由及び「いずれかの者」が一人でも良いかの確認
ク 未登記道路が後に顕在化してくる可能性についての認識及び未登記道路解消のための取組

馬淵澄夫君（立国社）

- (1) 航空機は京浜島上空を飛行しないとした羽田空港沖合展開後の新C滑走路供用時における運用方針
ア 運用方針を変更した理由
イ 運用方針を変更した理由を住民に丁寧に説明する必要性
- (2) 所有者不明土地の所有者の効果的な探索のため、国土交通省が先頭に立ち固定資産課税台帳等の情報を集約したシステムを構築する必要性
- (3) 生産緑地のいわゆる2022年問題
ア 生産緑地の面積の推移
イ 特定生産緑地に指定されている生産緑地の割合
ウ 今後の特定生産緑地指定のスケジュール
エ 生産緑地地区の都市計画の告示から30年経過した後も特定生産緑地の指定を受けられるように

する必要性

- オ 生産緑地が宅地に転換されることにより首都圏への人口流入や地方の人口流出が進むおそれ
- カ 買取の申出があった生産緑地の地方自治体による買取件数
- キ 市民農園等整備事業に係る地方自治体による生産緑地の買取件数
- ク 現行の生産緑地買取制度を見直す必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 49 条第 2 項の発動についての大臣の認識
- (2) 土地基本法等改正案
 - ア 現行法第 4 条「投機的取引の対象とされてはならない」を残した理由
 - イ 第 4 条第 1 項の「円滑な取引」において想定している取引の対象
 - ウ 都市部も含めた所有者不明土地の解消等、公共目的のための改正であるかの確認
 - エ 土地所有者等の責務
 - a 第 6 条第 3 項「土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。」を義務にした理由及び具体的に想定している協力内容
 - b 第 6 条第 3 項を努力義務にしなかった理由
 - オ 地籍調査の経験を継承する観点からの人材と予算の確保についての国の支援の内容
 - カ 財産権を尊重した上で、用地取得を円滑に進めていく方策についての大臣の見解
 - キ 土地所有者間の調整及び資力のない土地所有者の管理責務の確保を図るための方策
 - ク 土地所有者等以外の者の土地の管理に係る負担の在り方
 - ケ 不動産取引の重要事項説明として、津波災害警戒区域等を義務付けている趣旨と効果
 - コ ハザードマップの浸水想定区域を重要事項説明として義務付けることについての大臣の決意

井上英孝君（維新）

- (1) 制定から 30 年を経た土地基本法の改正を今般行う理由
- (2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく地域福利増進事業の利活用の現状
- (3) 所有者不明土地問題に対する法務省の取組
- (4) 第 6 次国土調査事業十箇年計画における地籍調査進捗率の目標が未達である理由及び令和 2 年度からの第 7 次計画における目標達成に向けた決意
- (5) 地籍調査の実施に当たり課題となる所有者不明土地に対する取組方針
- (6) 今回の改正における法務省所管部分の地籍調査の推進に係る不動産登記法の改正内容
- (7) 低・未利用地等の活用促進に向けた地方公共団体に対する国の支援及び不動産登記の義務化に対する大臣の見解